

## 南島原市公用車広告掲載仕様書

- (1) 公用車広告掲載可能車種の詳細は、公用車広告掲載車種一覧のとおり
- (2) 南島原市公用車両側面及び前後面に掲載する。
- (3) 広告掲載期間は、1 箇月単位とする。  
ただし、連続最大 12 箇月掲載できるものとする。
- (4) 広告 1 枠のサイズ及び 1 箇月の広告掲載料は、次のとおりとし、1 枠のサイズより大きいものを掲載する場合は枠数換算する。

1 枠の大きさ	1 枠あたりの広告掲載料
0.25 m <sup>2</sup>	1, 600円
例（1 箇月掲載の場合）	例（1 箇月掲載の場合）
① 0.40m <sup>2</sup> の広告を掲載	① 1, 600円×2 枠=3, 200円
② 0.50m <sup>2</sup> の広告を掲載	② 1, 600円×2 枠=3, 200円
③ 0.60m <sup>2</sup> の広告を掲載	③ 1, 600円×3 枠=4, 800円

- (5) 広告掲載素材は、マグネットシートとする。  
ただし、広告の撤去により公用車の車体塗装がき損したときは、広告主が経費を負担して、原状回復するものとする。
- (6) 広告掲載に係る費用は、広告主の負担とする。（広告掲載期間終了後の広告撤去迄）
- (7) 公用車広告施工について、原則として公用車の主たる定置場（所属庁舎駐車場）でお願いする。ただし、明確な理由がある場合は、広告主の責任により移動しての施工も可能とする。
- (8) 公用車広告掲載期間中、公用車の運行に伴う事故等により広告物がき損、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行うものとする。
- (9) 広告内容に関する質問が発生した場合には、広告主が責任を持って対処すること。
- (10) 掲載条件として、南島原市広告掲載要綱、南島原市広告掲載基準、南島原市公用車広告掲載基準を遵守すること。